

アニマルウェルフェア推進に向けて始動

◆アニマルウェルフェアの指針は「5つの自由」

農林水産省は2022年1月末、家畜を快適な環境で飼育する「アニマルウェルフェア（Animal Welfare：動物福祉とも訳される）」の推進に向けた意見交換会の初会合を開いた。日本も加盟する「国際獣疫事務局（OIE）」の勧告では、「アニマルウェルフェアとは、動物の生活とその死に関わる環境と関連する動物の身体的・心的状態をいう」と定義されている。具体的には、①飢えや乾きからの自由、②恐怖や抑圧からの自由、③不快からの自由、④痛み、傷、疾病からの自由、⑤通常行動ができる自由の「5つの自由」が指針となっている。

たとえば採卵鶏をすし詰めにする飼育方法「バタリー

バタリーケージ式の採卵鶏飼育法



出所：農水省畜産振興課資料

◆課題は畜産農家の生産コスト上昇と消費者の理解

欧米では、アニマルウェルフェアをESG投資の重要な指標と捉える動きが進んでおり、ユニリーバやネスレなどは、すでに平飼いの卵しか使用しないことを宣言している。国内でも、ニッポン火腿グループが21年11月「アニマルウェルフェアポリシー」を制定し、30年度末までに国内の全農場の豚について、妊娠した豚を「妊娠ストール」という檻に拘束する飼育方法の廃止を決定した。妊娠ストールは窮屈でストレスを与えるとして、EUなどでは禁止されている。

課題は、衛生面などで畜産農家の生産コストが上昇し、さらに販売価格が上がる点だ。山梨県では、県内産の畜産品のブランド化を目指し、22年2月、自治体初の独自の認証制度を設け、取り組みに積極的な畜産農家を消費者に示していく。世界的潮流になりつつあるアニマルウェルフェアの推進には、畜産農家への働きかけだけでなく消費者の理解も重要なカギとなる。 【秋元真理子】